

竹富地域 循環型社会形成推進地域計画

2018年11月26日	作成
2020年11月26日	変更
2022年1月6日	変更

竹 富 町

目 次

	Page
1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
1) 対象地域 -----	1
2) 計画期間 -----	1
3) 基本的な方向 -----	1
4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況 -----	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
1) 一般廃棄物等の処理の現状 -----	3
2) 生活排水処理の現状 -----	3
3) 一般廃棄物等の処理の目標 -----	4
4) 生活排水処理の目標 -----	5
3. 施策の内容 -----	6
1) 発生抑制、再使用の推進 -----	6
2) 処理体制 -----	7
3) 処理施設等の整備 -----	10
4) 施設整備に関する計画支援事業 -----	11
5) その他の施策 -----	11
4. 計画のフォローアップと事後評価 -----	12
1) 計画のフォローアップ -----	12
2) 事後評価及び計画の見直し -----	12

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

1) 対象地域

構成市町村名	竹富町
面積	334km ²
人口	4,174人（2017年4月1日現在）

2) 計画期間

本計画は、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画期間を見直すものとする。

3) 基本的な方向

竹富町（以下、「本町」という。）は、沖縄県八重山郡の西表島・竹富島・小浜島・黒島・波照間島・鳩間島・新城島・由布島の有人島と周辺の無人島からなり、総面積334km²で、沖縄県全体の14.6%を占めている。

本町では、町内から排出される一般廃棄物（ごみ）のうち、もやすごみについては各島のごみ焼却施設により焼却処理を行い、焼却残渣については西表島の竹富町リサイクルセンターにある埋立処分場施設へ埋立処分を行っている。またその他のごみについては、西表島にある竹富町リサイクルセンターで一元的に処理を行っている。

現在、本町の一般廃棄物（ごみ）については排出抑制・資源化の施策を積極的に取り組んでいるところであるが、さらに今後においては以下の方針に基づき「循環型社会の構築」を目指すものとする。

方針1 不要なものを断る（リフューズ）行動の推進

可能な限りごみとならない物を購入すると同時に、物を大切に使用する。

方針2 再利用（リサイクル率の向上）

資源として有効利用するように、分別の徹底を呼びかけ更なるリサイクルに努める。

方針3 ごみの適正処理

リサイクル等が困難なごみについては、適正な処理・処分を行い、野焼きや不法投棄等の防止に努める。

方針4 普及・啓発の促進

町民1人1人がごみの排出抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）、リサイクルの促進、不法投棄の防止等の意識を高めるように普及・啓発に努める。

方針5 公共用水域の水質汚濁の防止及び生活環境の改善

生活排水処理については、観光人口の増加や開発等に伴い、環境に対する関心が高まってきている中で、今後も引き続き河川や海域等の水質保全対策を推進する必要があることから、農業集落排水施設の整備・普及を推進するとともに、農業集落排水施設の整備が完了するまでの補完や整備区域外の対応として、合併処理浄化槽への転換促進を行い、生活排水の適切な処理による公共用水域の水質汚濁の防止や便所の水洗化に取り組む。

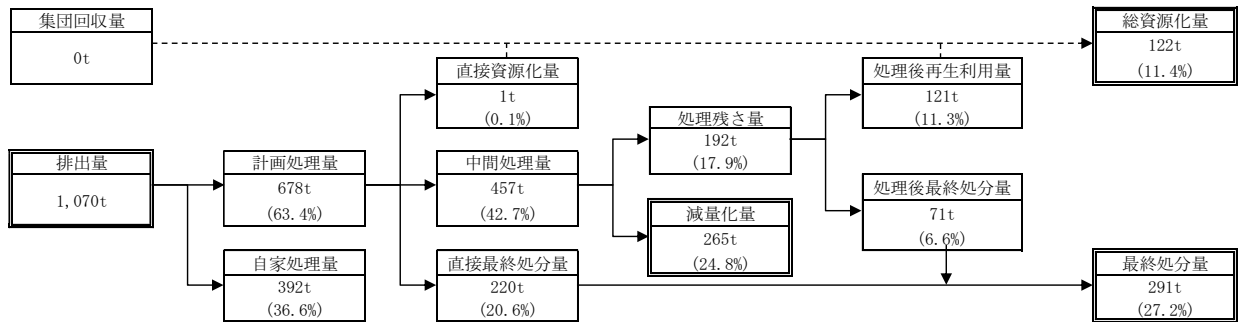
4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本町は8つの有人島を有しており、新城島及び由布島を除く6島にそれぞれごみ焼却施設を整備運営している。島間は主として石垣港を経由した海上輸送が必要となるため、収集運搬経費の観点から、今後も島毎に設置したごみ焼却施設での処理を継続するものとしている。ただし、平成31年3月29日付環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」に基づく計画を沖縄県が策定後に改めて検討を行う。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

1) 一般廃棄物等の処理の現状

2017年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図-1のとおりである。

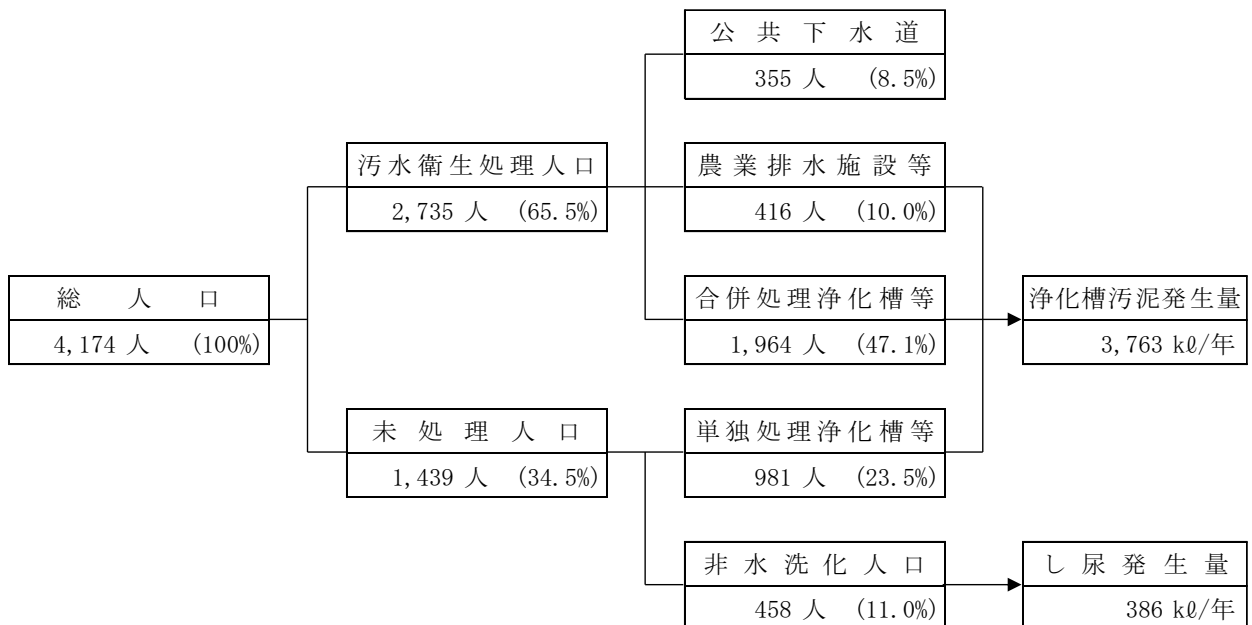


※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図-1 竹富町の一般廃棄物の処理状況フロー (2017年度)

2) 生活排水処理の現状

2017年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図-2 竹富町の生活排水の処理状況フロー (2017年度)

3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表－1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

また、目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローを表－1 図－3に示す。

表－1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※ ¹) (2017年度)	目 標 (割合※ ¹) (2024年度)
排出量	事業系	排出量	213 トン
		1 事業所当たりの排出量※ ²	596.6 kg/事業所
	生活系	排出量	857 トン
		1 人当たりの排出量※ ³	205.3 kg/人
	合計	事業系生活系排出量合計	1,070 トン
再生利用量	直接資源化量	1 トン (0.1%)	1 トン (0.1%)
	総資源化量	122 トン (11.4%)	366 トン (32.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	発電設備無し	発電設備無し
最終処分量	埋立最終処分量	291 トン (27.2%)	308 トン (27.5%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

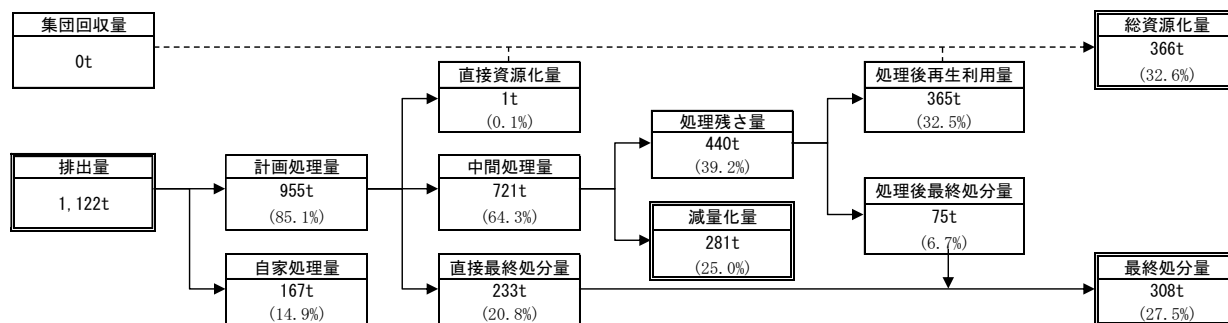
《指標の定義》

排 出 量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位: トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

最終処分量 : 埋立処分された量 [単位: トン]



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

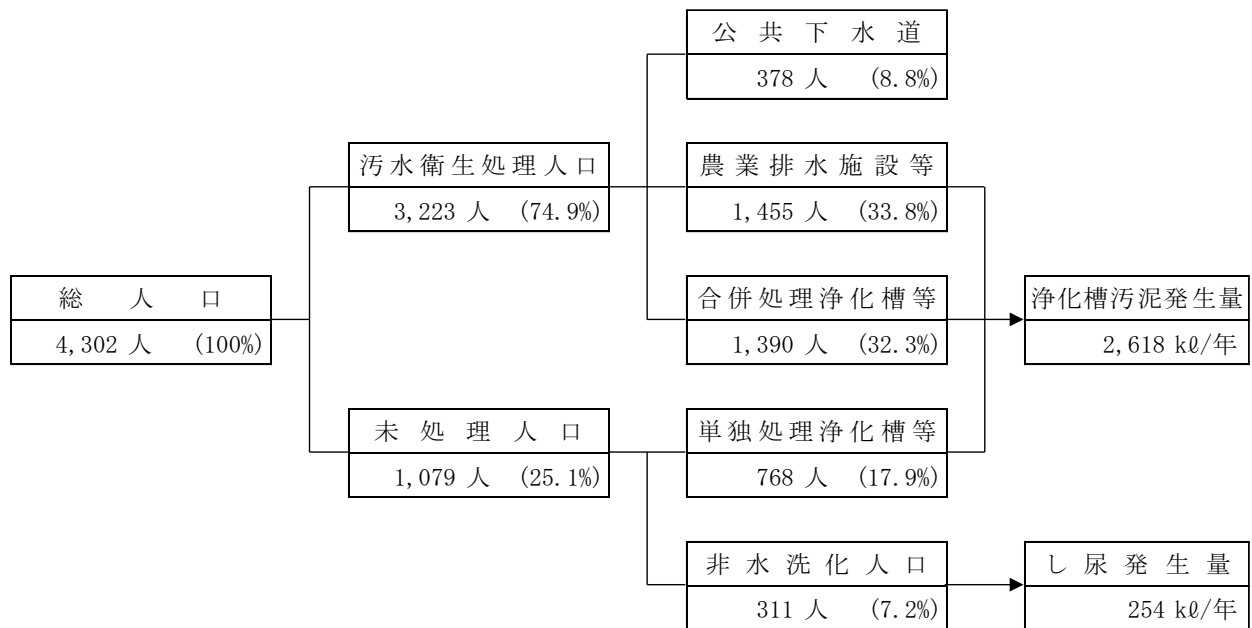
図－3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (2024年度)

4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表－２に掲げる目標のとおり、農業集落排水施設の整備を進めていくものとするが、下水道及び農業集落排水施設が整備・計画されていない地域や整備されるまでの未処理人口に対し、合併処理浄化槽の普及を検討する。

表－２ 生活排水処理に関する現状と目標

		2017年度実績	2024年度目標
処理形態別人口	公共下水道	355 人 (8.5%)	378 人 (8.8%)
	農業集落排水施設等	416 人 (10.0%)	1,455 人 (33.8%)
	合併処理浄化槽等	1,964 人 (47.1%)	1,390 人 (32.3%)
	未処理人口	1,439 人 (34.5%)	1,079 人 (25.1%)
	合 計	4,174 人	4,302 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	386 kℓ	254 kℓ
	浄化槽汚泥量	3,763 kℓ	2,618 kℓ
	合 計	4,149 kℓ	2,872 kℓ



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

竹富町の生活排水の処理状況フロー（2024年度）

3. 施策の内容

1) 発生抑制、再使用の推進

(1) 環境教育、普及促進啓発、助成

町民に対し環境教育を行い、ごみの発生抑制、再資源化に関する普及啓発を行う。

ごみの分別排出や排出されたごみの処理を身近なものとして捉えてもらうため、小・中学校における社会科見学等を通じて、子供たちが自ら行動を起こせるよう、環境学習の充実を図る。

ホームページや広報紙、ガイドブックにより、町民、事業者に対してごみの発生抑制、減量化、再使用及び再生利用、さらにはごみの適切な分別や、旅行者に対するごみの持ち帰りといった循環型社会を構築するための取り組みに関する啓発や情報提供を行う。

(2) マイバッグ使用の推進

地域内の商店等の関係機関と協力し、マイバック運動を展開することを検討する。

マイバッグを使用することで、ごみとなるレジ袋等の発生を抑制するとともに、過剰包装を断るなどの取り組み（リフューズ）に努める。

(3) 生ごみの減量化

水分が多く、焼却に多大なエネルギーを消費する生ごみの排出量を抑制するため、集落毎に大型の生ごみ処理機の設置を推進することにより、家庭から出るごみの減量化に努める。

(4) 事業系ごみの排出抑制・資源化

事業系ごみの減量化・資源化を図るため、排出される事業系ごみについては、その分別や各種リサイクル法に関する情報を中心としたマニュアル等を作成し、事業系ごみの排出抑制や資源化の向上に取り組む。具体的には、広報紙やホームページによる周知のほか、関係団体等の協力を得ながら、小規模事業者にも情報が伝わるよう努める。

また大型商用施設については自家処理を要請し、原則として事業者の自己責任で処理されることを周知徹底し、適正な処理が徹底されるよう、情報提供の拡充を図る。

(5) ごみ分別の推進

本町では現在、6種類のごみに分別し収集を行っている他、生ごみを分別して自主回収して排出抑制及び資源化に努めており、今後も継続的に推進する。

(6) 有料化

観光人口の増加により本町のごみ焼却施設的能力がひっ迫していることから、生活系ごみについては生ごみの分別及び自主回収を、事業系ごみについては大型商用施設に自家処理を推進しており、ごみの有料化の予定はないが、ごみ焼却施設新設時には改めて検討を行う。

(7) 生活排水処理対策

家庭等から排出されるし尿や生活雑排水による水質汚濁軽減のための啓発活動を実施する。

生活排水対策の必要性、浄化槽の維持管理義務と必要性について、広報紙やホームページ等により周知を図る。

家庭でできる生活排水対策については、町の窓口、イベント、講座等を通じて啓発パンフレットを配布し、また、広報紙やホームページ等で周知を図る。

2) 処理体制

(1) 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法の現状と今後については、(4) 表-3のとおりである。収集・運搬に関しては、現在の体制を維持する。

中間処理は、竹富町リサイクルセンター内のリサイクル施設により処理を行っているが、資源ごみに関しては、町による効率的な処理体制の拡充を図る。

最終処分に関しては、焼却施設から発生する焼却灰及び焼却不燃物の処分を竹富町リサイクルセンター内の埋立処分場施設により埋立処分しており、今後も適正な処分を継続する。

生ごみについては、現在各集落に設置した大型生ごみ処理機により堆肥化したうえで緑農地還元を推進しているが、今後は更なる普及、利用の促進を図るとともに、西表島から発生するものについては、新設する汚泥再生処理センター（し尿処理施設）から発生する余剰汚泥と併せて資源化（堆肥化）することにより、有機性廃棄物の循環利用を推進する。

(2) 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在は、事業活動に伴って発生する事業系一般廃棄物は、直接搬入または町が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して生活系一般廃棄物と同様に分別し搬入するものとしている。

搬入された事業系一般廃棄物は、現有の各一般廃棄物処理施設で生活系一般廃棄物と同様に中間処理および埋立処分を行っており、今後もこの処理体制を継続する。

なお、大型商用施設に対しては、排出される事業系ごみの自家処理の普及促進を図る。

(3) 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は産業廃棄物の処理を行っておらず、今後処理する予定もない。

(4) 生活排水処理の現状と今後

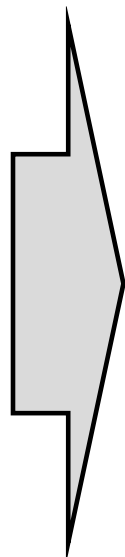
生活排水の収集・運搬については、町から委託された業者により収集・運搬を実施しているが、今後はより適正な収集・運搬の推進を図る。

生活排水の処理については、下水道及び農業集落排水施設が整備・計画されているが、計画区域外の地域や未水洗化人口に対し、合併処理浄化槽の普及促進を図る。

し尿および浄化槽汚泥等を適切に処理、再生利用を図るため、西表島に汚泥再生処理センターの整備を行う。

表-3 竹富町における生活系ごみの分別区分の現状と今後

現状 (2017年度)				
竹富町				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)
		一次処理	二次処理	
もやすごみ	焼却処理	波照間島ごみ焼却施設 黒島ごみ焼却施設 竹富島ごみ焼却施設 小浜島ごみ焼却施設 鳩間島ごみ焼却施設 西表島ごみ焼却施設	焼却残渣は埋立	199
もやさないごみ	破碎・選別・ 圧縮処理	竹富町リサイクルセンター (リサイクル施設)	有価物は売却 破碎残さは埋立	119
資源ごみ	選別・圧縮処 理	竹富町リサイクルセンター (リサイクル施設)	資源物は売却 選別残さは埋立	113
粗大ごみ	破碎・選別・ 圧縮処理	竹富町リサイクルセンター (リサイクル施設)	有価物は売却 破碎残さは埋立	34
有害ごみ	破碎・選別処 理	竹富町リサイクルセンター (リサイクル施設)	埋立	0
生ごみ	堆肥化	各島に整備の生ごみ処理機	緑農地還元	392



今後 (2024年度)				
竹富町				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理予測 (トン)
		一次処理	二次処理	
もやすごみ	焼却処理	波照間島ごみ焼却施設 黒島ごみ焼却施設 竹富島ごみ焼却施設 小浜島ごみ焼却施設 鳩間島ごみ焼却施設 西表島ごみ焼却施設	焼却残渣は埋立	201
もやさないごみ	破碎・選別・ 圧縮処理	竹富町リサイクルセンター (リサイクル施設)	有価物は売却 破碎残さは埋立	120
資源ごみ	選別・圧縮処 理	竹富町リサイクルセンター (リサイクル施設)	資源物は売却 選別残さは埋立	115
粗大ごみ	破碎・選別・ 圧縮処理	竹富町リサイクルセンター (リサイクル施設)	有価物は売却 破碎残さは埋立	35
有害ごみ	破碎・選別処 理	竹富町リサイクルセンター (リサイクル施設)	埋立	0
生ごみ	堆肥化	西表島は(仮称)竹富町汚 泥再生処理センター 他島は生ごみ処理機	緑農地還元	404

3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記 2) の分別区分および生活排水の適正な処理を推進ため、表－4 のとおり必要な整備を行う。

表－4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	汚泥再生処理センター (仮称) 西表島汚泥再生処理センター	西表島汚泥有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	9.2kℓ/日	沖縄県竹富町字高那443番地1	2021～2022
2	汚泥再生処理センター(予定) (仮称) 小浜島汚泥再生処理センター	小浜島汚泥有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	2.9kℓ/日	沖縄県竹富町小浜字3400番地1	(2025～2026)
3	ごみ焼却施設 西表島ごみ焼却施設	廃棄物処理施設基幹的設備改造	1.5 t /日	沖縄県竹富町字高那443番地1	2021

(整備理由)

事業番号 1 生ごみの資源化や、し尿および浄化槽汚泥等の適正な処理を行うため

事業番号 2 生ごみの資源化や、し尿および浄化槽汚泥等の適正な処理を行うため

事業番号 3 焼却炉の老朽化に伴い、炉内の修繕を行うため

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、下水道及び農業集落排水施設が整備・計画されていない地域や整備されるまでの未処理人口に対し、2022年度～2023年度に表－5のとおり行う。

表－5 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (2017年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	—	9	60	2022～2023
浄化槽市町村整備推進事業	—	—	—	—
その他地方単独事業	—	—	—	—
合計	0	9	60	

4) 施設整備に関する計画支援事業

計画支援事業については、表－6 のとおり行う。

表－6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業 (事業番号1)に係る基本計画策定事業	施設整備計画	2019
	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業 (事業番号1)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	2019
	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業 (事業番号1)に係る測量調査・地質調査事業	測量調査・地質調査	2019
	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業 (事業番号1)に係る発注仕様書作成事業	工事発注支援	2020
2	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業 (事業番号2)に係る基本計画策定事業	施設整備計画	2021
	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業 (事業番号2)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	2021
	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業 (事業番号2)に係る測量調査・地質調査事業	測量調査・地質調査	2021
	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業 (事業番号2)に係る発注仕様書作成事業	工事発注支援	2022

5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

(1) 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発を図る。また小型家電リサイクル法の対象となる使用済み小型家電については、今後回収に向けた情報収集を行う。

(2) 再生利用品の需要拡大事業

汚泥再生処理センター整備後、同施設で製造させる堆肥については、製造量はおおむね70kg/日程度で、地域内での栽培作物、標準施肥量及び農地面積から地域内で消費可能な量であると考えられる。製造した堆肥については、地域内の農家に対して農協等の協力を得つつ、その使用について理解と協力を求め、無料で配布するほか、周辺地域の農家や家庭用としても利用を進める。

(3) 不法投棄対策

不法投棄のされやすい場所等を定期的にパトロールし、立て看板、外灯等を設置する。

(4) 災害時の廃棄物処理体制の整備

地震等の災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、震災廃棄物対策指針及び竹富町地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

また、水害廃棄物についても同様に、水害廃棄物対策指針に基づき災害廃棄物処理計画の中で位置づけるものとする。

原則として、町内での処理体制を基本として検討を図るものとするが、それが困難な場合には、県と相談の上、広域処理体制の構築について要請するものとする。

4. 計画のフォローアップと事後評価

1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、沖縄県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進地域計画の添付資料一覧

- ・様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ・様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ・参考資料様式2 施設概要（熱回収施設系）
- ・参考資料様式4 施設概要（し尿処理施設系）
- ・参考資料様式7 計画支援概要
- ・別添1 対象地域図
- ・別添2 目標の設定に関するグラフ等
- ・別添3 計画地域内の施設位置図
- ・別添4 廃棄物処理施設が存在する地域のハザードマップ

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	竹富地域	(2) 地域内人口	4,174 人	(3) 地域面積	334.39 km ²
(4) 構成市町村等名	竹富町	(5) 地域の要件	人口 面積 <u>沖繩</u> 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位			年度		過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
			2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2024年度（2017年度比）		
排出量	事業系	総排出量（トン）	277	285	306	330	314	213	247	(+16.0%)	
		1事業所当たりの排出量（kg/事業所）	908.2	899.1	905.3	945.6	879.6	596.6	574.4	(-3.7%)	
	生活系	総排出量（トン）	824	841	847	881	862	857	875	(+2.1%)	
		1人当たりの排出量（kg/人）*	208.0	209.3	205.4	212.6	207.1	205.3	203.4	(-0.9%)	
	合計	事業系生活系排出量合計（トン）	1,101	1,126	1,153	1,211	1,176	1,070	1,122	(+4.9%)	
再生利用量	直接資源化量（トン）		28	0	0	0	0	1	1		
			(2.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.1%)		
	総資源化量（トン）		145	85	143	146	125	122	366		
			(13.2%)	(7.5%)	(12.4%)	(12.1%)	(10.6%)	(11.4%)	(32.6%)		
エネルギー回収量	エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWh）	0	0	0	0	0	0	0	0	
		年間の熱利用量（GJ）	0	0	0	0	0	0	0	0	
減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）		328	318	355	398	345	265	281		
			(29.8%)	(28.2%)	(30.8%)	(32.9%)	(29.3%)	(24.8%)	(25.0%)		
最終処分量	埋立最終処分量（トン）		91	346	133	114	316	291	308		
			(8.3%)	(30.7%)	(11.5%)	(9.4%)	(26.9%)	(27.2%)	(27.5%)		

※目標年度（2024年度）の生活系の1人当たりの排出量は、「竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 平成27年2月」の減量目標値として、“2013年度実績に対し5%削減”することを目標とする。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	波照間島ごみ焼却施設	竹富町	固定床式	0.4t/日	2006.6	未定	未定	浸水想定なし。	継続
ごみ焼却施設	黒島ごみ焼却施設	竹富町	固定床式	0.4t/日	2006.6	未定	未定	(浸水深2m以上3m未満)施設が冠水して廃棄物の処理ができなくなった場合は、町内他施設へ搬送して処理を行う。	継続
ごみ焼却施設	竹富島ごみ焼却施設	竹富町	固定床式	0.4t/日	2007.4	未定	未定	浸水想定なし。	継続
ごみ焼却施設	小浜島ごみ焼却施設	竹富町	固定床式	0.5t/日	2007.4	未定	未定	浸水想定なし。	継続
ごみ焼却施設	鳩間島ごみ焼却施設	竹富町	固定床式	0.4t/日	2009.6	未定	未定	浸水想定なし。	継続
ごみ焼却施設	西表島ごみ焼却施設	竹富町	固定床式	1.5t/日	2011.2	未定	未定	浸水想定なし。	継続
リサイクルセンター	竹富町リサイクルセンター(リサイクル施設)	竹富町	選別・圧縮・梱包	1.4t/日	2006.2	未定	未定	浸水想定なし。	継続
埋立処分場	竹富町リサイクルセンター(埋立処分場施設)	竹富町	サンドイッチ方式	22,000m ³	2006.2	未定	未定	浸水想定なし。	継続
ストックヤード	新城ごみ置き所	竹富町	一時保管	29m ³	2019.3	未定	未定	(浸水深5m以上10m未満)施設が冠水して廃棄物の処理ができなくなった場合は、町内他施設へ搬送して処理を行う。	継続

(2) 更新(改良)・施設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
污泥再生処理センター	(仮称)西表島污泥再生処理センター	竹富町	生物学的脱窒素処理方式+資源化(堆肥化)	9.2kl/日	2023.3	適正処理及び資源化のための新設	—	—	浸水想定なし。	新設
污泥再生処理センター	(仮称)小浜島污泥再生処理センター	竹富町	生物学的脱窒素処理方式+資源化(堆肥化)	2.9kl/日	2027.3	適正処理及び資源化のための新設	—	—	浸水想定なし。	新設
ごみ焼却施設	西表島ごみ焼却施設	竹富町	固定床式	1.5t/日	2022.3	施設の延命化のための基幹的設備改造	—	—	浸水想定なし。	改造

4 生活排水処理の現状と目標（竹富町）

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2024年度
総人口		3,962	4,019	4,123	4,143	4,162	4,174	4,302
公共下水道	汚水衛生処理人口	324	352	364	367	361	355	378
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	8.2%	8.8%	8.8%	8.9%	8.7%	8.5%	8.8%
農業集落排水施設等	汚水衛生処理人口	457	447	447	433	438	416	1,455
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	11.5%	11.1%	10.8%	10.5%	10.5%	10.0%	33.8%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	1,833	1,851	1,905	1,930	1,938	1,964	1,390
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	46.3%	46.1%	46.2%	46.6%	46.6%	47.1%	32.3%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	1,348	1,369	1,407	1,413	1,425	1,439	1,079

※参考資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（別添2）

5 浄化槽の整備状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容（2017年度）			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	竹富町				9	60	2024年度	
公共浄化槽等整備推進事業					—	—	—	
その他地方単独事業					—	—	—	

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（別添4）

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

(税込)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 ※5		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
				単位	開始	終了	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		2023年度		
○し尿処理に関する事業							1,896,000	0	0	1,137,000	759,000	0	1,502,000	0	0	901,000	601,000	0	
汚泥再生処理センター整備事業	1	竹富町	9.2	kℓ/日	2021	2022	1,896,000			1,137,000	759,000		1,502,000			901,000	601,000		
○焼却処理に関する事業							58,627	0	0	58,627	0	0	58,627	0	0	58,627	0	0	
西表焼却炉修繕工事	3	竹富町	1.5	t/日	2021	2021	58,627			58,627			58,627			58,627			
○浄化槽に関する事業							3,636	0	0	0	880	2,756	3,636	0	0	0	880	2,756	
浄化槽設置整備事業		竹富町	9	基	2022	2023	3,636				880	2,756	3,636				880	2,756	
○施設整備に関する計画支援事業							57,860	21,890	7,040	21,890	7,040	0	57,860	21,890	7,040	21,890	7,040	0	
竹富町汚泥再生処理センター整備計画支援事業							28,930	21,890	7,040	0	0	0	28,930	21,890	7,040	0	0	0	
施設整備計画策定	1	竹富町	-	-	2019	2019	6,490	6,490					6,490	6,490					
生活環境影響調査	1	竹富町	-	-	2019	2019	7,920	7,920					7,920	7,920					
測量・地質調査	1	竹富町	-	-	2019	2019	7,480	7,480					7,480	7,480					
工事発注支援	1	竹富町	-	-	2020	2020	7,040		7,040				7,040		7,040				
竹富町汚泥再生処理センター整備計画支援事業その2							28,930	0	0	21,890	7,040	0	28,930	0	0	21,890	7,040	0	
施設整備計画策定	2	竹富町	-	-	2021	2021	6,490			6,490			6,490			6,490			
生活環境影響調査	2	竹富町	-	-	2021	2021	7,920			7,920			7,920			7,920			
測量・地質調査	2	竹富町	-	-	2021	2021	7,480			7,480			7,480			7,480			
工事発注支援	2	竹富町	-	-	2022	2022	7,040				7,040		7,040				7,040		
合計							2,016,123	21,890	7,040	1,217,517	766,920	2,756	1,622,123	21,890	7,040	981,517	608,920	2,756	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

※5 事業が地域計画を跨ぐ場合は備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は国富対象外部分のみを行う期間も含む。

※6 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を記載すること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	竹富町
(2) 施設名称	西表島ごみ焼却施設
(3) 工期	2021年度
(4) 施設規模	処理能力 1.5 t / 日 (1.5 t / 8h × 1炉)
(5) 型式及び処理方式	固定床式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 有 (熱回収率 %) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	焼却炉の老朽化に伴い炉内の耐火材が劣化しており、処理能力が低下している。炉内を修繕することにより処理能力の回復及び維持管理費の削減を図る。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ・ 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱回収効率	kWh / ごみ t
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 総事業計画額	58,627千円 うち、交付対象事業費58,627千円
-------------	--------------------------------

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	竹富町
(2) 施設名称	(仮称) 西表島汚泥再生処理センター
(3) 工期	2021年度～2022年度
(4) 施設規模	処理能力 9.2 kℓ/日、生ごみ 20 kg/日
(5) 型式及び処理方式	生物学的脱窒素処理および高度処理
(6) 地域計画内の役割	性能指針に適合する汚泥再生処理センターを西表島に整備し、西表島、黒島、鳩間島から発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理を適正に行う。また、余剰汚泥と生ごみを堆肥化し、有機性廃棄物の循環利用を図る。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	堆肥化
(9) 資源化の利用計画	堆肥として緑農地還元

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口および面積	/
(11) 計画地域の性格	
(12) 総事業計画額	1, 896, 000千円 うち、交付対象事業費1, 502, 000千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	竹富町		
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業		
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置費用に対する補助事業を行う。		
(4) 事業期間	2022年度～2023年度		
(5) 事業対象地域の要件	地域内人口 : 4,174人 地域面積 : 334.39km ² 地域の要件 : 沖縄		
(6) 事業計画額	交付対象事業費	3,636	千円
	うち、（以下の事業を実施する場合）		
	・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費		千円
	・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費		千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 (60 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	6 基 (30 人分)	1,992	1,992	1,992
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	3 基 (30 人分)	1,644	1,644	1,644
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	9 基 (60 人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	3,636	3,636	3,636

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 (0 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基 (人分)			
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
共同浄化槽	人槽 基 (戸数)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
改築費 (災害)	基			
改築費 (長寿命化)	基			
事務費	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効率的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	基 (人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。			

計 画 支 援 概 要

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	竹富町			
(2) 事業目的	西表島汚泥再生処理センター施設整備のため整備			
(3) 事業名称	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業(事業番号1)に係る基本計画策定事業	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業(事業番号1)に係る生活環境影響調査事業	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業(事業番号1)に係る測量調査・地質調査事業	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業(事業番号1)に係る発注仕様書作成事業
(4) 事業期間	2019年度	2019年度	2019年度	2020年度
(5) 事業概要	整備計画策定	生活環境影響調査	測量調査・地質調査	工事発注支援
(6) 事業計画額	6,490千円 うち、交付対象事業費 6,490千円	7,920千円 うち、交付対象事業費 7,920千円	7,480千円 うち、交付対象事業費 7,480千円	7,040千円 うち、交付対象事業費 7,040千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	竹富町			
(2) 事業目的	小浜島汚泥再生処理センター施設整備のため整備			
(3) 事業名称	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業(事業番号1)に係る基本計画策定事業	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業(事業番号1)に係る生活環境影響調査事業	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業(事業番号1)に係る測量調査・地質調査事業	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業(事業番号1)に係る発注仕様書作成事業
(4) 事業期間	2021年度	2021年度	2021年度	2022年度
(5) 事業概要	整備計画策定	生活環境影響調査	測量調査・地質調査	工事発注支援

(6) 事業計画額	6,490千円	7,920千円	7,480千円	7,040千円
	うち、交付対象事業費 6,490千円	うち、交付対象事業費 7,920千円	うち、交付対象事業費 7,480千円	うち、交付対象事業費 7,040千円

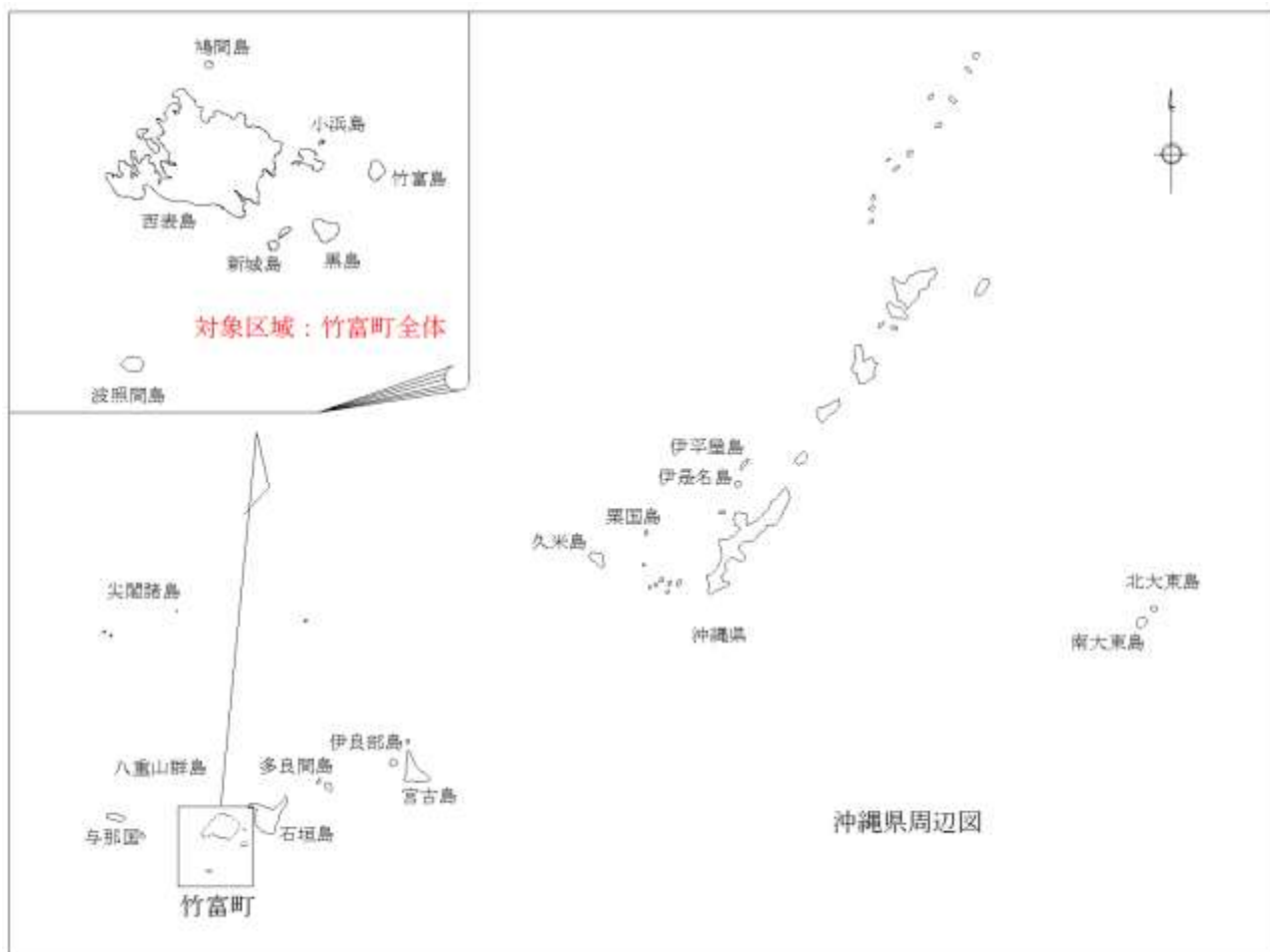
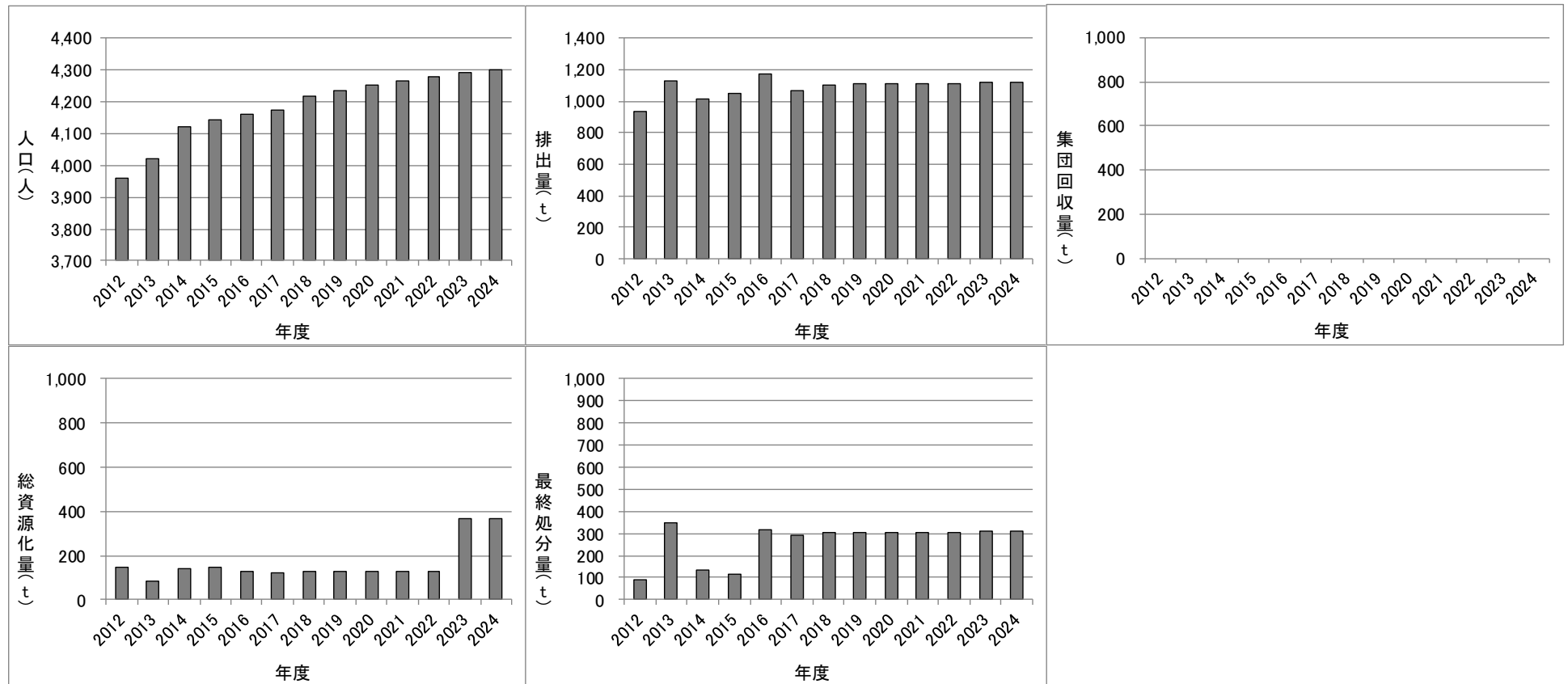


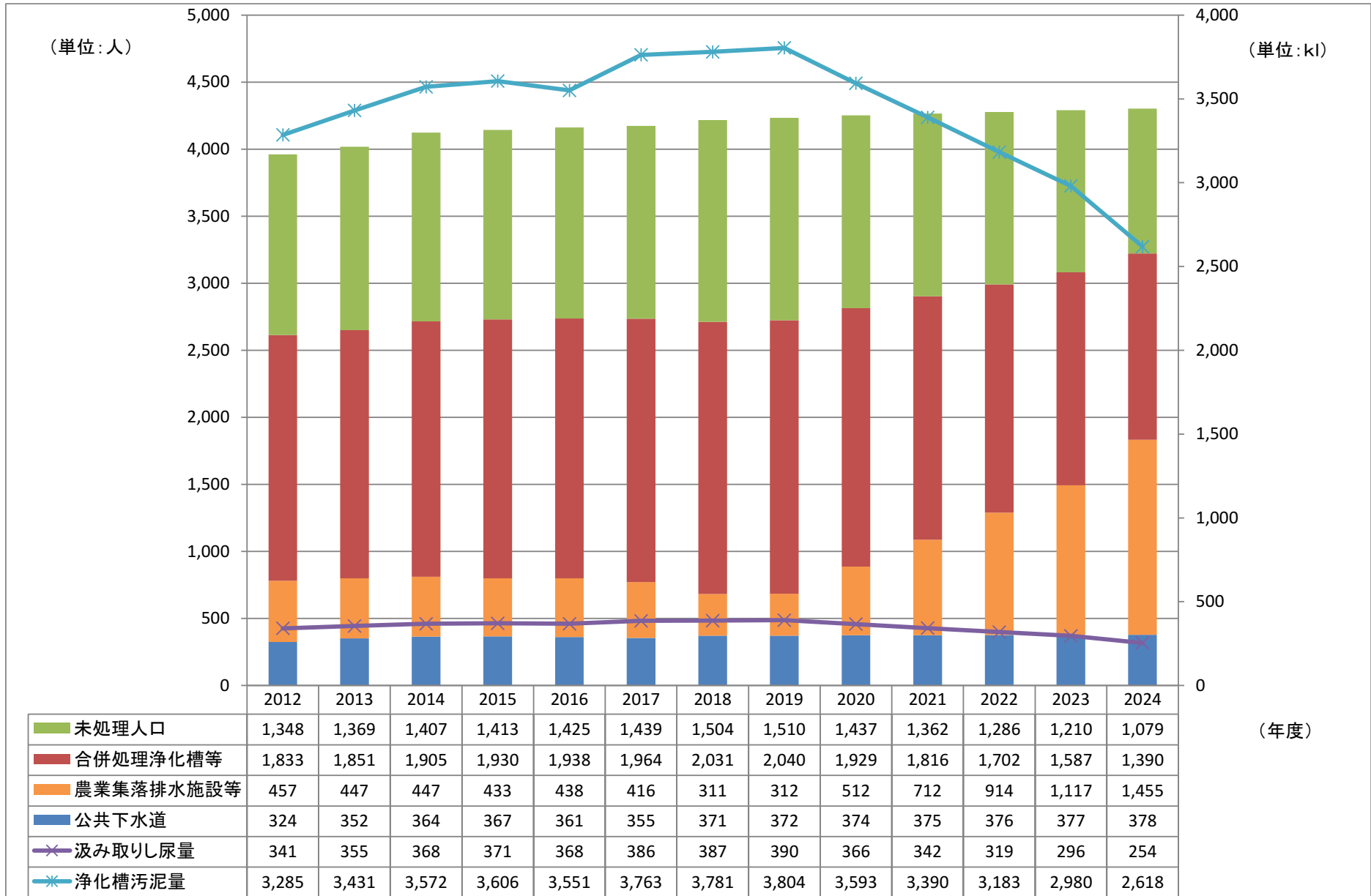
図 対象地域図

指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（一般廃棄物）

項目	年度	実績値					予測値							
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
人口(人)		3,962	4,019	4,123	4,143	4,162	4,174	4,217	4,234	4,252	4,265	4,278	4,291	4,302
排出量(t)		936	1126	1018	1047	1176	1070	1102	1108	1110	1113	1115	1121	1122
集団回収量(t)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総資源化量(t)		145	85	143	146	125	122	127	128	128	129	129	366	366
最終処分量(t)		91	346	133	114	316	291	303	305	305	305	306	308	308



指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（生活排水）



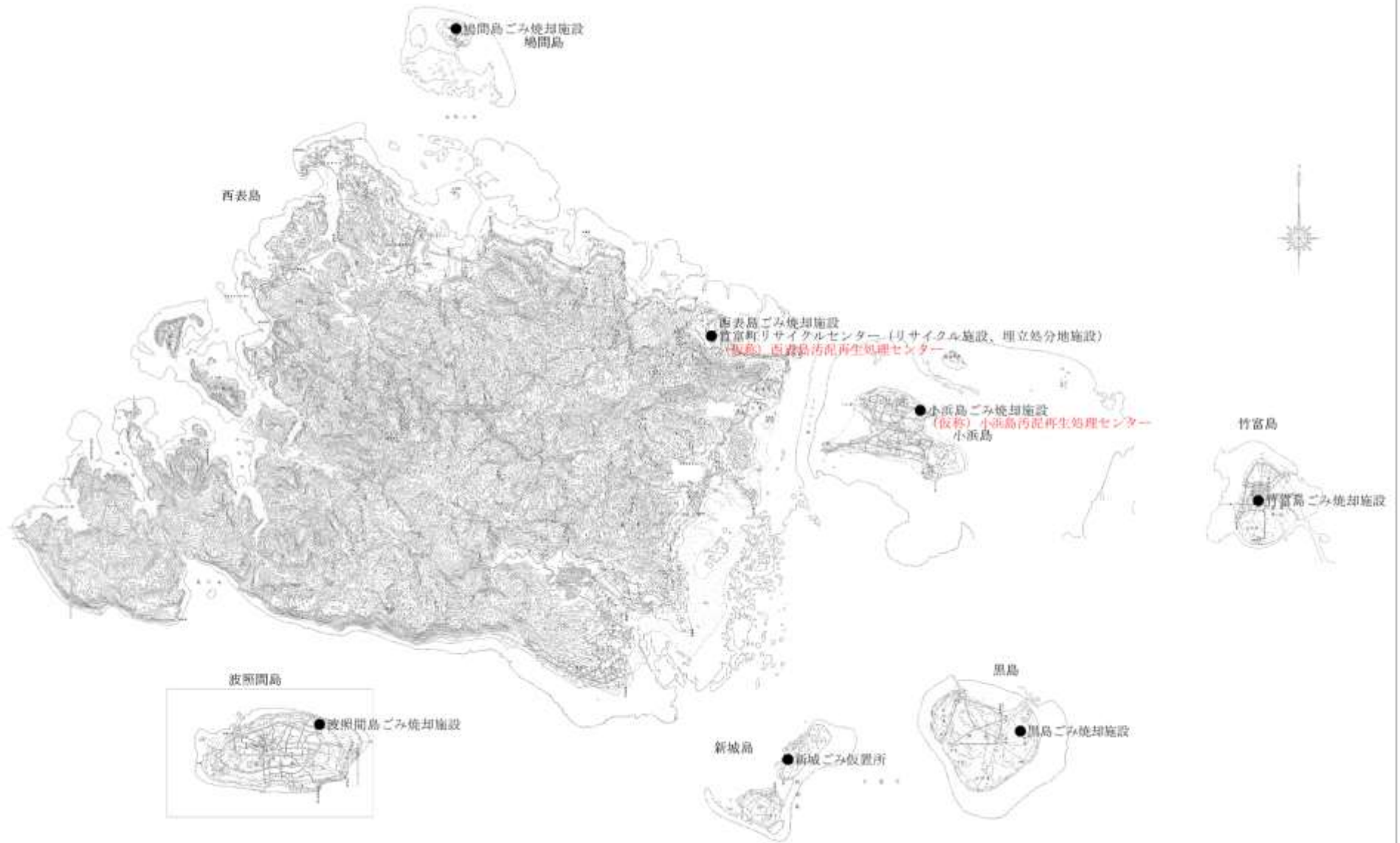
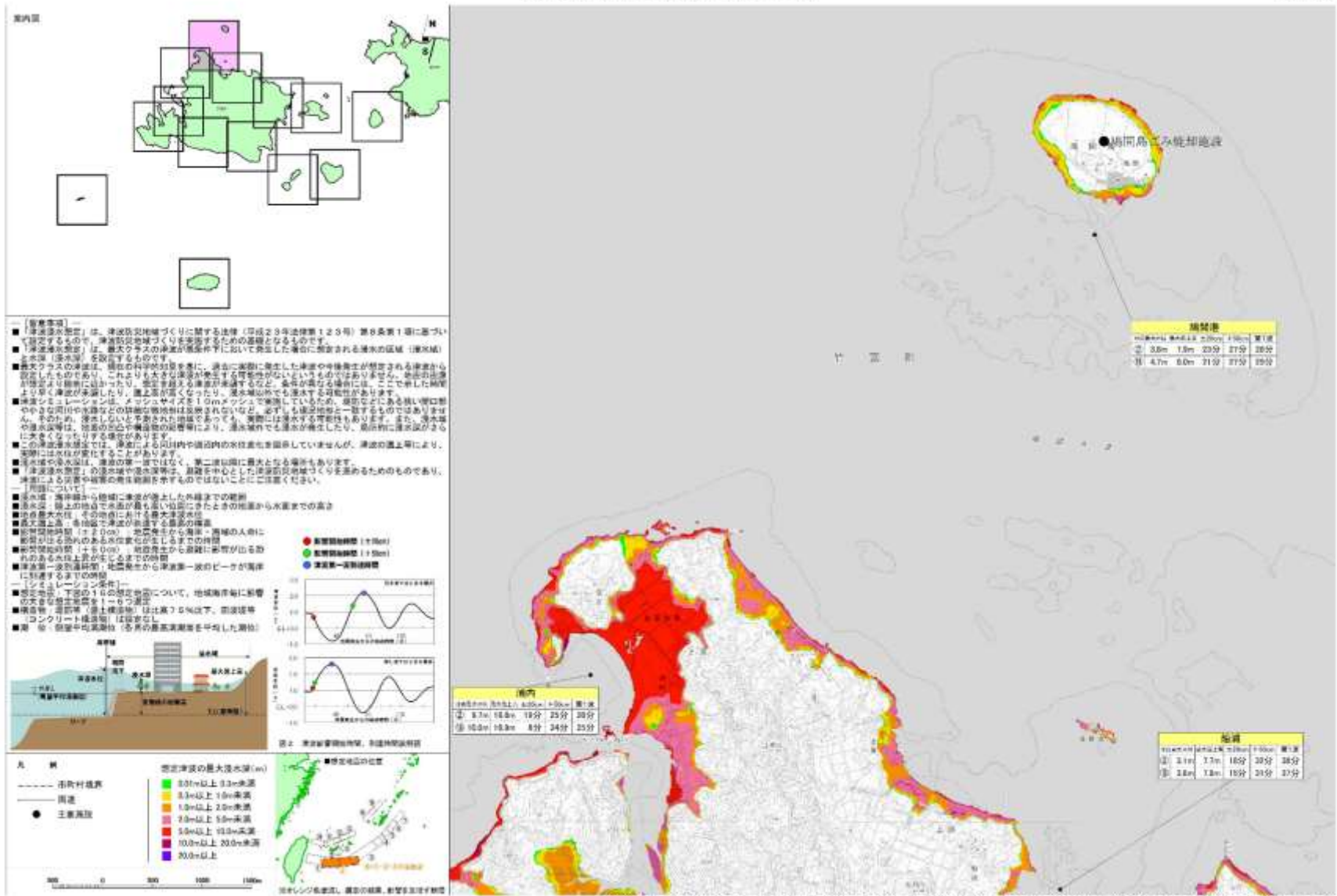


図 計画地域内の施設位置図

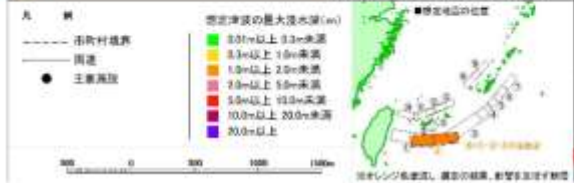
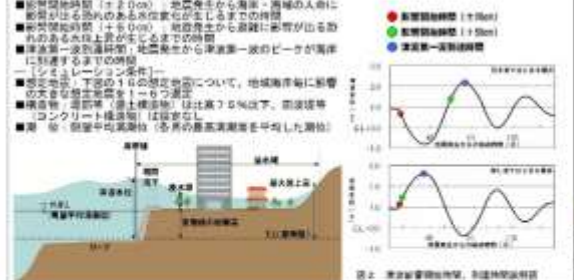
別添 4 廃棄物処理施設が存在する地域のハザードマップ

津波浸水想定図【市町村別図】竹富町(1/14)

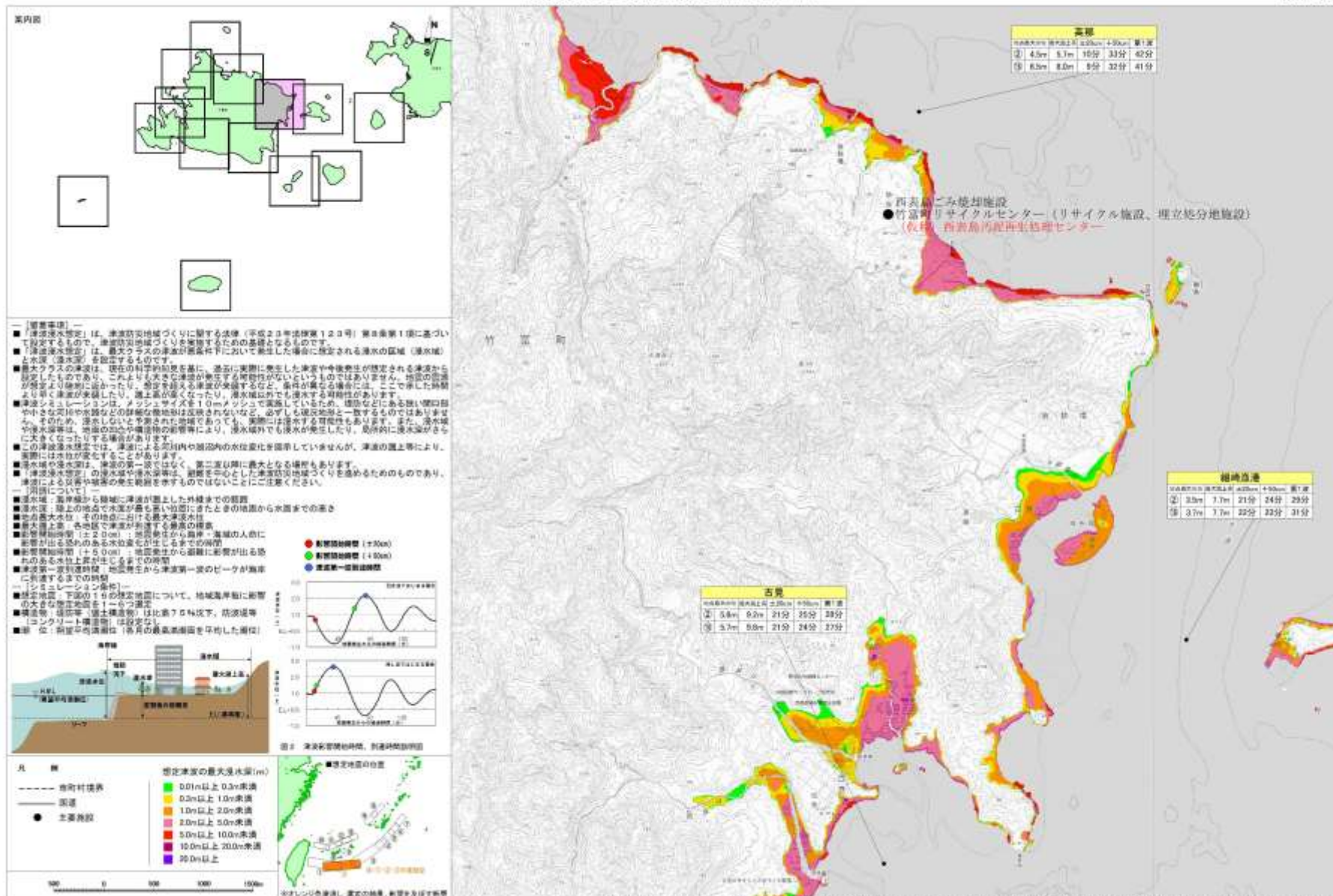
平成27年作成



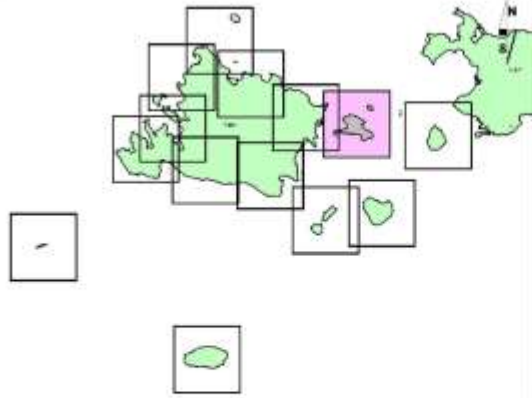
【重要事項】
 ■「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて算出するもの。津波防災地域づくりを推進するための基礎となる1の図。
 ■「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が襲来する際に発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を算出するもの。
 ■最大クラスの津波は、現在科学的に知られていない。過去に実際に発生した津波や中継発生が想定される津波から想定したものであり、これより大きな津波が発生する可能性がないというものはありません。過去の被害が想定より被害に及ぼったり、想定より大きな津波が襲来するなどの条件が異なる場合には、ここで算出した結果より深刻な被害が生じたり、浸水深が深くなったり、浸水範囲が広がったりする可能性があります。
 ■津波シミュレーションは、メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な地形は反映されないなど、必ずしも正確な地形と一致するものではありません。平均的な、浸水しないと考えられた地域であっても、実際には浸水する可能性もあります。また、浸水深や浸水範囲は、想定した平均海面の高さ等により、実際のものと異なる可能性があります。浸水時に浸水深度のさらに大きくなったりする場合があります。
 ■この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変動を考慮していませんが、津波の襲来により、河川には水位が変化することがあります。
 ■津波域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
 ■「津波浸水想定」の浸水域や浸水深等は、基礎を中心とした浸水防災地域づくりを定めるためのものであり、津波による損害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 【用語について】
 ■浸水域：海岸線から陸地に津波が達した外縁までの範囲
 ■浸水深：陸上の地中で浸水が最も深くなったときの陸地から水面までの高さ
 ■浸水最大値：その地点における最大浸水深
 ■最大浸水深：各地域で津波が到達する最大の浸水深
 ■影響開始時刻（+5分00秒）：地震発生から海岸～街路の人命に被害が生じ始める浸水発生から浸水するまでの時間
 ■影響開始時刻（+5分00秒）：地震発生から避難に要する時間
 ■津波第一波到達時刻：地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間
 【シミュレーション条件】
 ■想定地点：下巻の1頁の想定地点について、地域海岸線に影響のある地点を想定地点として算出
 ■構造物：建築物（地上構造物）は比高7.5%以下、高架橋等（コンクリート構造物）は比高なし
 ■風速：強風平均風速（各月の最高風速を平均した値）



この地図は、国土情報院長の承認を得て、同院発行の数値地図(50000)「地形基準」、数値地図(5000)「地形基準」及び数値地図(2500)「地形基準」を基盤として作成したものである。（国土地理院 平成27年版 国土地理院 国土地理院の承認を得て作成したものである。）
 この地図を中心に複製する場合は、国土情報院の長の承認を得なければならない。

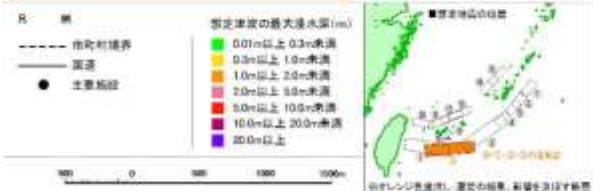
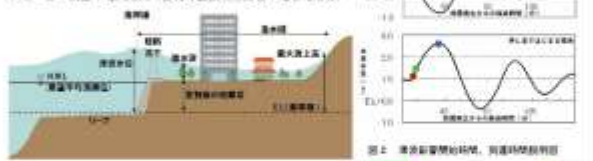


案内図



- 【調査事項】
 - 「津波浸水想定」は、津波到達地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第4条第1項に基づいて設定するもので、津波の浸水想定づくりを基礎とするものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が発生条件下において発生した場合に想定される津波の区域（津波域）と水深（浸水深）を記述するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これより大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の津波が想定より頻りに発生したり、想定を超える津波が連続するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が突如したり、浸水深が高くなったり、津波域以外でも浸水する可能性があります。
 - 津波シミュレーションは、メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、境界などにある狭い河川沿いや小さな河川や水道などの詳細な地形は反映されないなど、必ずしも現実と一致するものではありません。そのため、浸水しないと思われる地域であっても、実際に浸水する可能性があります。また、浸水域や浸水深は、地盤の固さや建築物の形状等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなる場合があります。
 - この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を再現していませんが、津波の襲来等により、実際には水位が変化することがあります。
 - 浸水域外浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合があります。
 - 「津波浸水想定」の浸水深や浸水深は、避難を中心とした津波防災地域づくりを推進するためのものです。津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

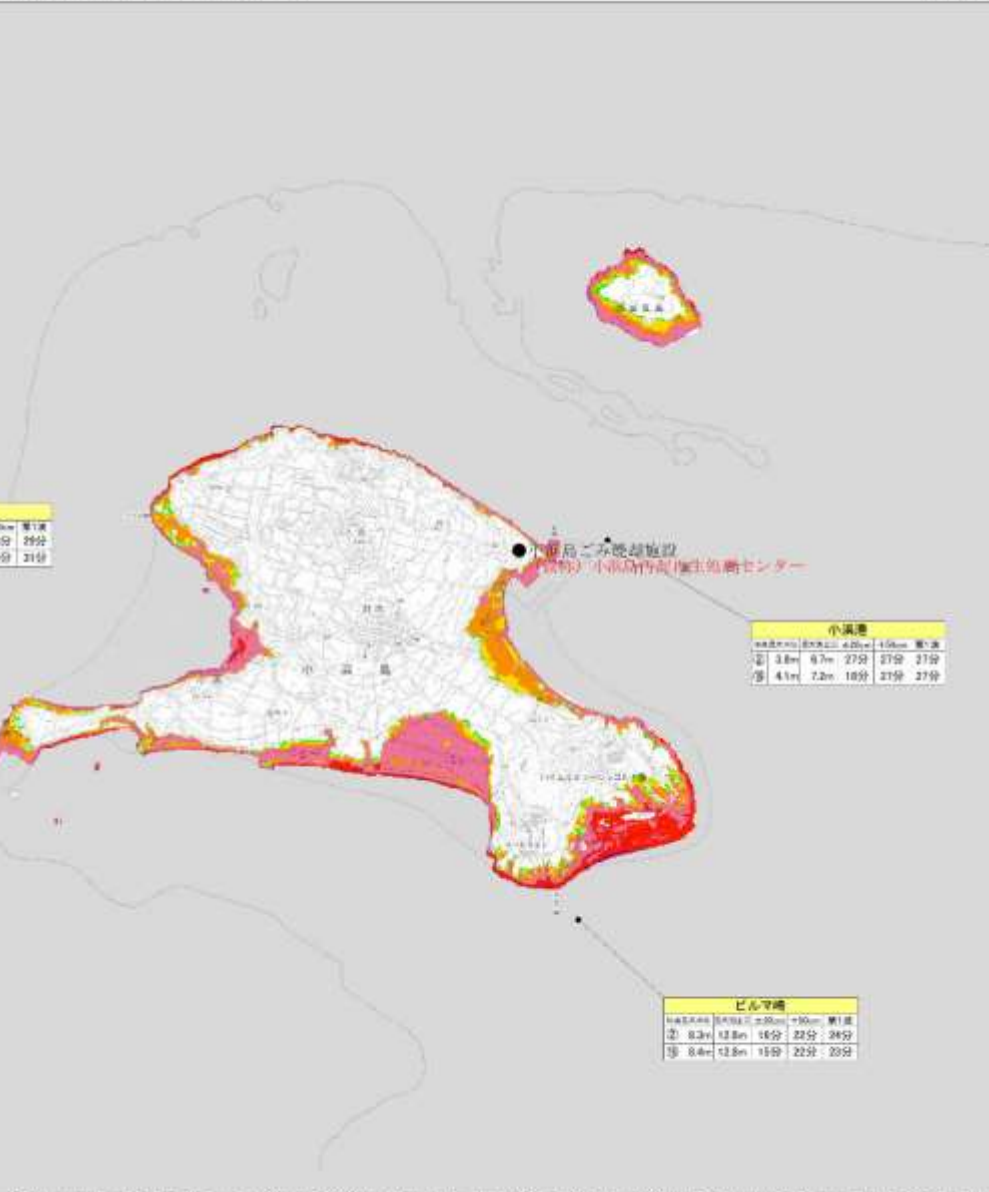
- 【周知について】
 - 浸水域：海岸線から陸域に津波が襲上した岸線までの距離
 - 浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの範囲から範囲までの高さ
 - 川の最大水位：その地点における最大浸水深
 - 浸水高さ：各地域で津波が到達する最高水位
 - 避難開始時刻（+5.0分）：避難発生から海岸へ高域の人員に警戒が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間
 - 避難開始時刻（+5.0分）：避難発生から避難に警戒が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間
 - 津波第一波到達時刻：地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間



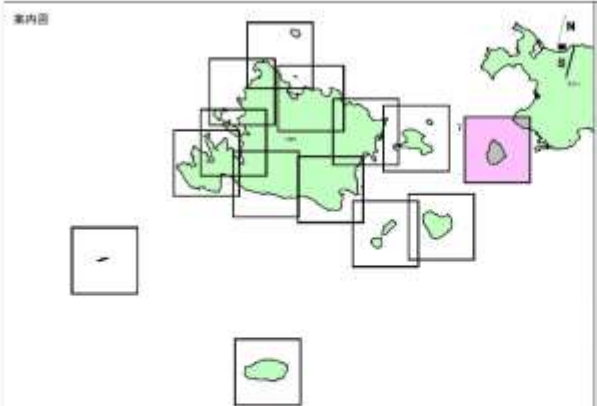
船橋気象				
時刻	浸水深	到達時刻	避難開始時刻	避難完了時刻
① 3.6m	7.2m	21分	24分	29分
② 3.7m	7.2m	22分	25分	31分

小浜港				
時刻	浸水深	到達時刻	避難開始時刻	避難完了時刻
① 3.8m	6.7m	27分	27分	37分
② 4.1m	7.2m	18分	21分	27分

びんで橋				
時刻	浸水深	到達時刻	避難開始時刻	避難完了時刻
① 8.3m	13.8m	16分	22分	24分
② 8.4m	13.8m	15分	22分	23分

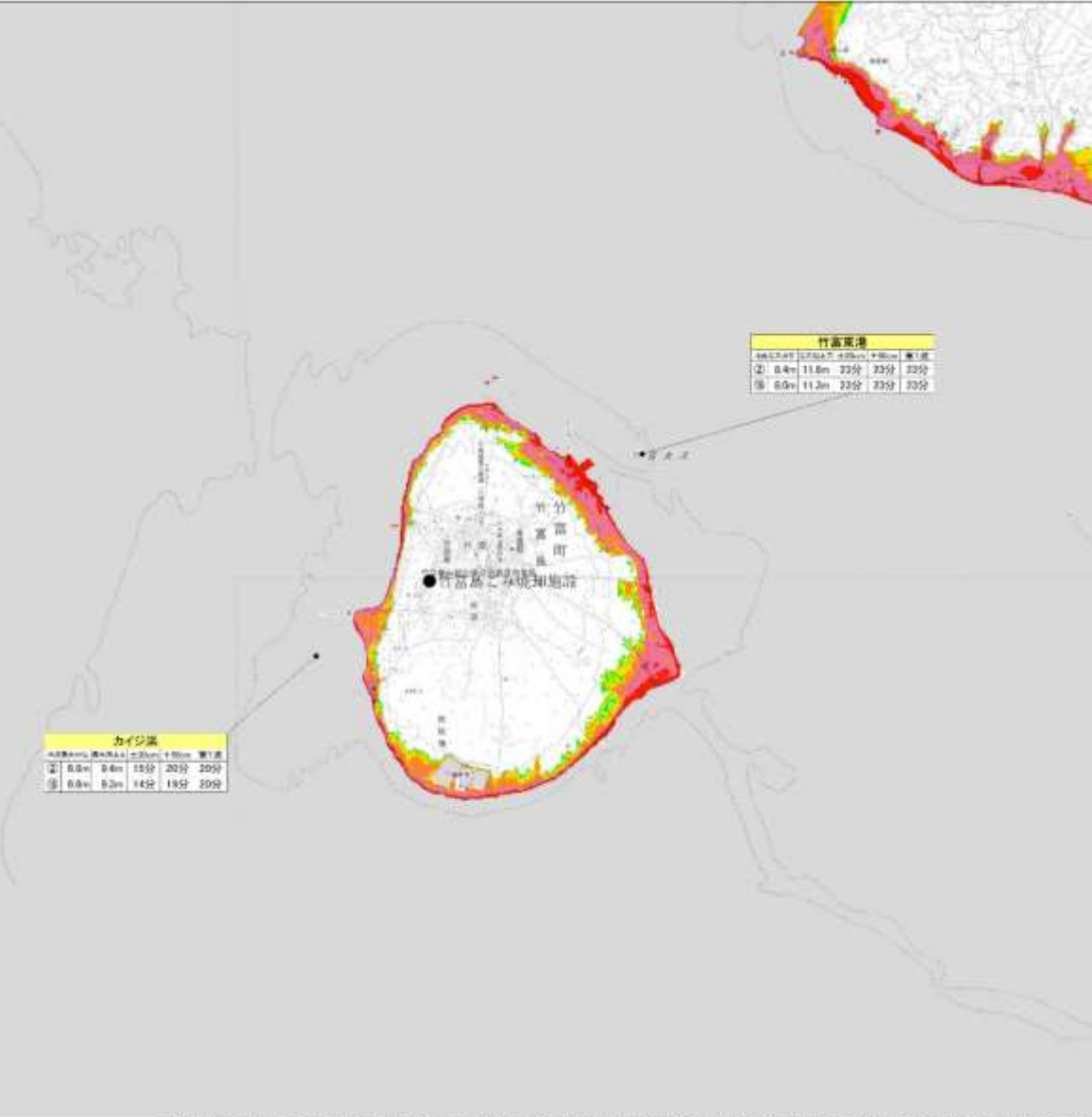
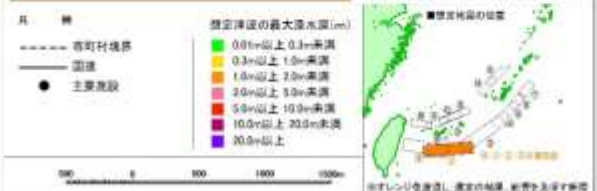
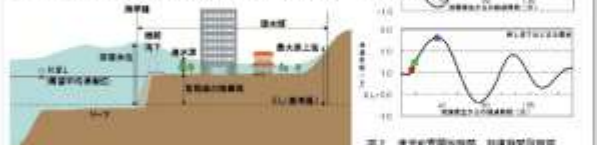


この地図は、国土地理院長の承認を受けて、国土地理院の数値地図25000(地図画像)、数値地図25000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平26情産 第711号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を要しなければならぬ。



【調査事項】
 ■「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき決定するもので、津波防災地域づくりを推進するための基礎となるものです。
 ■「津波浸水想定」は、最大クラスの津波の発生条件下において発生した場合に想定される浸水の範囲（浸水域）と水深（浸水深）を想定するものです。
 ■最大クラスの津波は、歴史的科学的観測を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から想定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないとは限りません。各地の浸水の想定は、それぞれに異なり、浸水範囲や浸水深の異なるなど、条件が異なる場合には、ここで示した浸水より早く浸水が来襲したり、浸水深が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。
 ■津波シミュレーションは、メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな窪みや橋脚などの詳細な地形は反映されないと、必ずしも浸水想定と一致するものではありません。そのため、浸水しないと考えられた地域であっても、実際には浸水する可能性があります。また、浸水域や浸水深は、地形の凹凸や構造物の影響により、浸水範囲でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなった場合があります。
 ■この津波浸水想定では、津波による河川や湖沼内の水位変化を提示していませんが、津波の襲上等により、実際には水位が変化することがあります。
 ■浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合があります。
 ■「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災地域づくりを推進するためのものであり、津波による被害の軽減や被害軽減を目的としたものではありません。

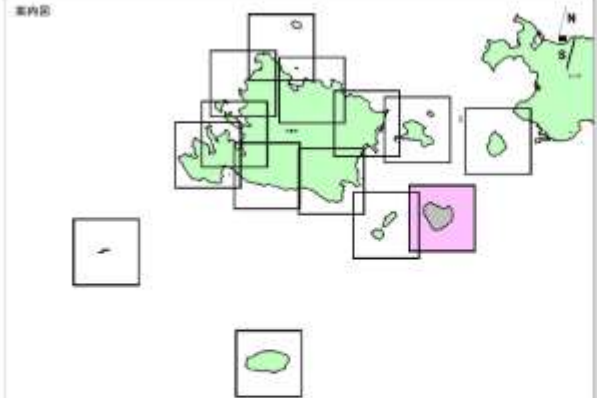
【用語について】
 ■浸水域：海岸線から陸地に津波が襲上した外縁までの範囲
 ■浸水深：陸上の地表面で水深が最も深い位置にきたときの地表面から水面までの高さ
 ■浸水の最大水深：その地域における最大浸水深
 ■最大浸水深：各地区で津波が到達する浸水の最高
 ■影響開始時間（±2.0cm）：地元発生から海岸・陸域の人物に影響が出ると思われる水位変化が生じるまでの時間
 ■影響開始時間（±0.5cm）：地元発生から避難に被害が出ると思われる水位上昇が生じるまでの時間
 ■津波第一波到達時間：地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間
 ■シミュレーション条件
 ■想定地震：下記の1本の想定地震について、地盤局所偏りに影響の大きな指定地点を1～3つ選定
 ■観測地点：堤防等（土壌構造等）は比層75%以下、浸透係数（コシタリト構造等）は既定なし
 ■観測点：観測平均値算出（各月の観測値観測を平均した値50）



浸水深	浸水深	浸水深	浸水深	浸水深	浸水深
0.4m	11.8m	22分	22分	22分	22分
0.6m	11.2m	22分	22分	22分	22分

浸水深	浸水深	浸水深	浸水深	浸水深	浸水深
0.6m	0.6m	15分	20分	20分	20分
0.8m	0.2m	14分	18分	20分	20分

この地図は、国土地理院長の承認を得て、実測性の数値地図20000（地図画像）、数値地図5000（地図画像）及び数値地図2500（地図画像）を基にしたものである。（承認番号 平26情保 第11号）
 この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

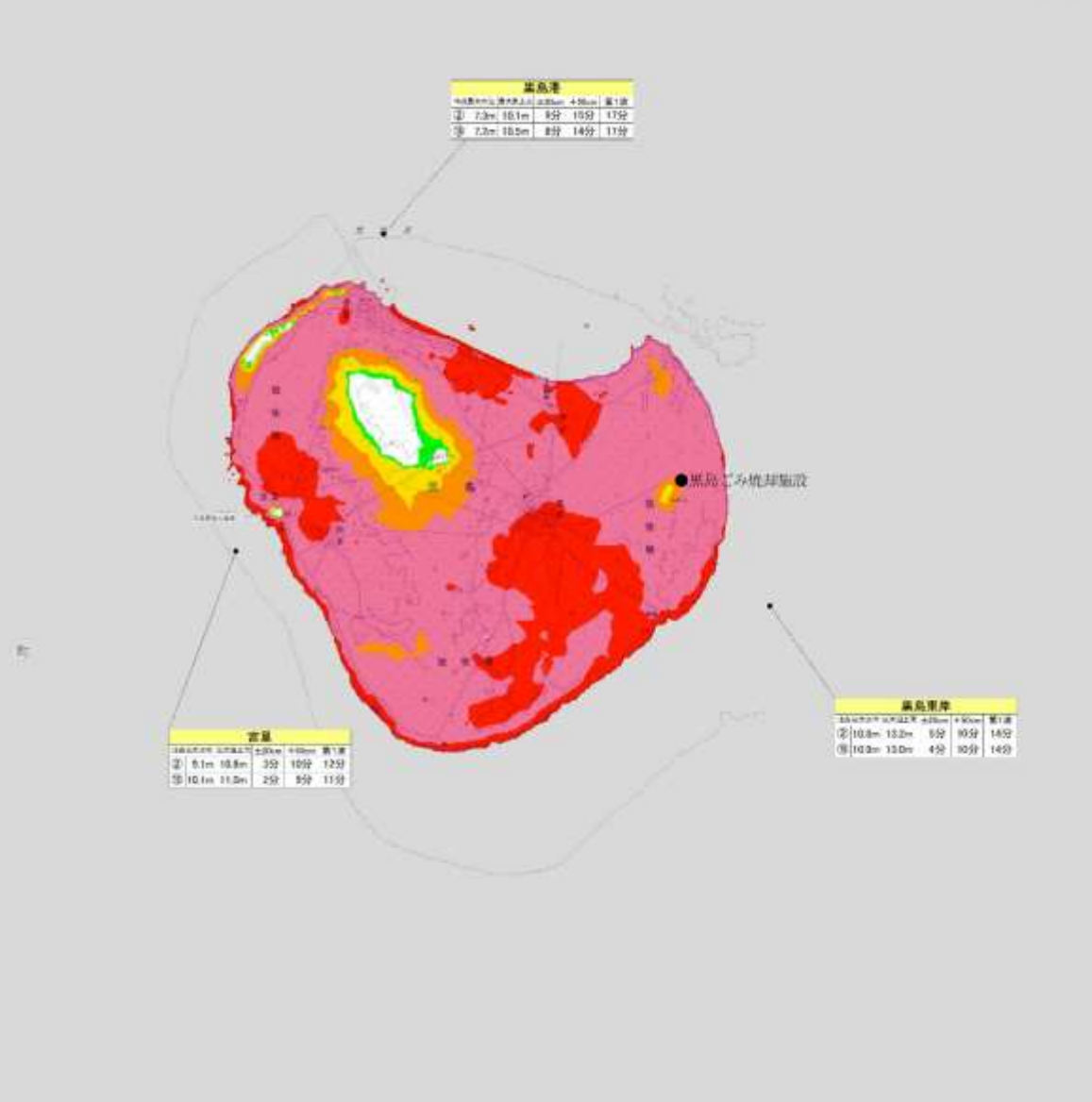
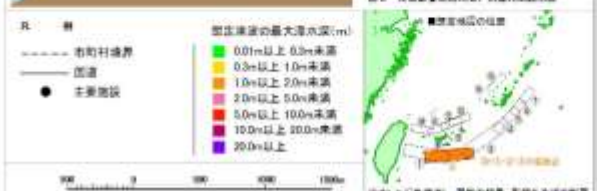
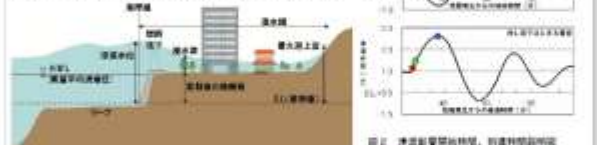


【留意事項】

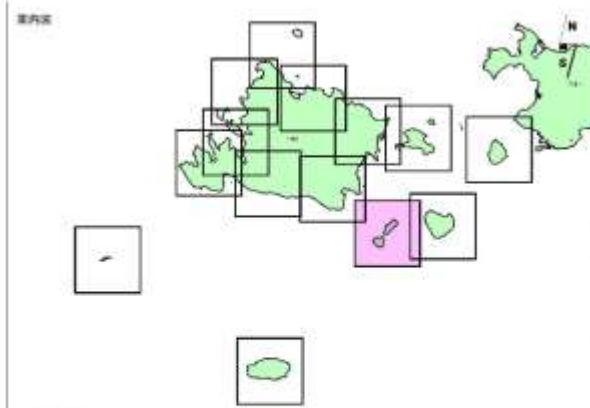
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第6条第1項に基づいて指定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が想定される条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を指定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から想定したものであり、これより大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。地震の発生が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が襲来するなど、条件が異なる場合には、この想定より早く津波が襲来したり、浸水深が深くなったり、浸水域以外でも浸水する可能性があります。
- 津波シミュレーションは、メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などに沿った開口部や小さな河川や水溝などの詳細な地形は表現できないなど、必ずしも現状と一致するものではありません。そのため、浸水しないと思われる地域であっても、実際に浸水する可能性もあります。また、浸水域や浸水深等は、地形の凹凸や構造物の配置等により、浸水域外でも浸水が発生したり、断片的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- この津波浸水想定では、季節による日中や夜間の水位変化を考慮していませんが、津波の襲来等により、実際には水位が高くなる場合があります。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深等は、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の責任認定を導くものではありません。ご注意ください。

【用語について】

- 浸水域：海岸線から陸地に津波が浸した外縁までの範囲
- 浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの陸面から水面までの高さ
- 最大浸水深：その地点における最大浸水深
- 最大浸水深：各地域で津波が到達する最遅の時刻
- 避難開始時刻（+2.0分）：陸地から海岸へ避難する際に避難開始時刻から避難開始時刻までの時間
- 避難開始時刻（+5.0分）：陸地から避難開始時刻から避難開始時刻までの時間
- 津波第一波到達時刻：地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間
- 【シミュレーション条件】
- 想定地震：下記の16の想定地震について、地球海洋に影響の大きな津波が想定される1～2つ選定
- 構造物：堤防等（浸水構造物）は比高7.5%以下、防波堤等（コンクリート構造物）は指定なし
- 断片：指定平均高潮位（各月の最高高潮位を平均した高さ）

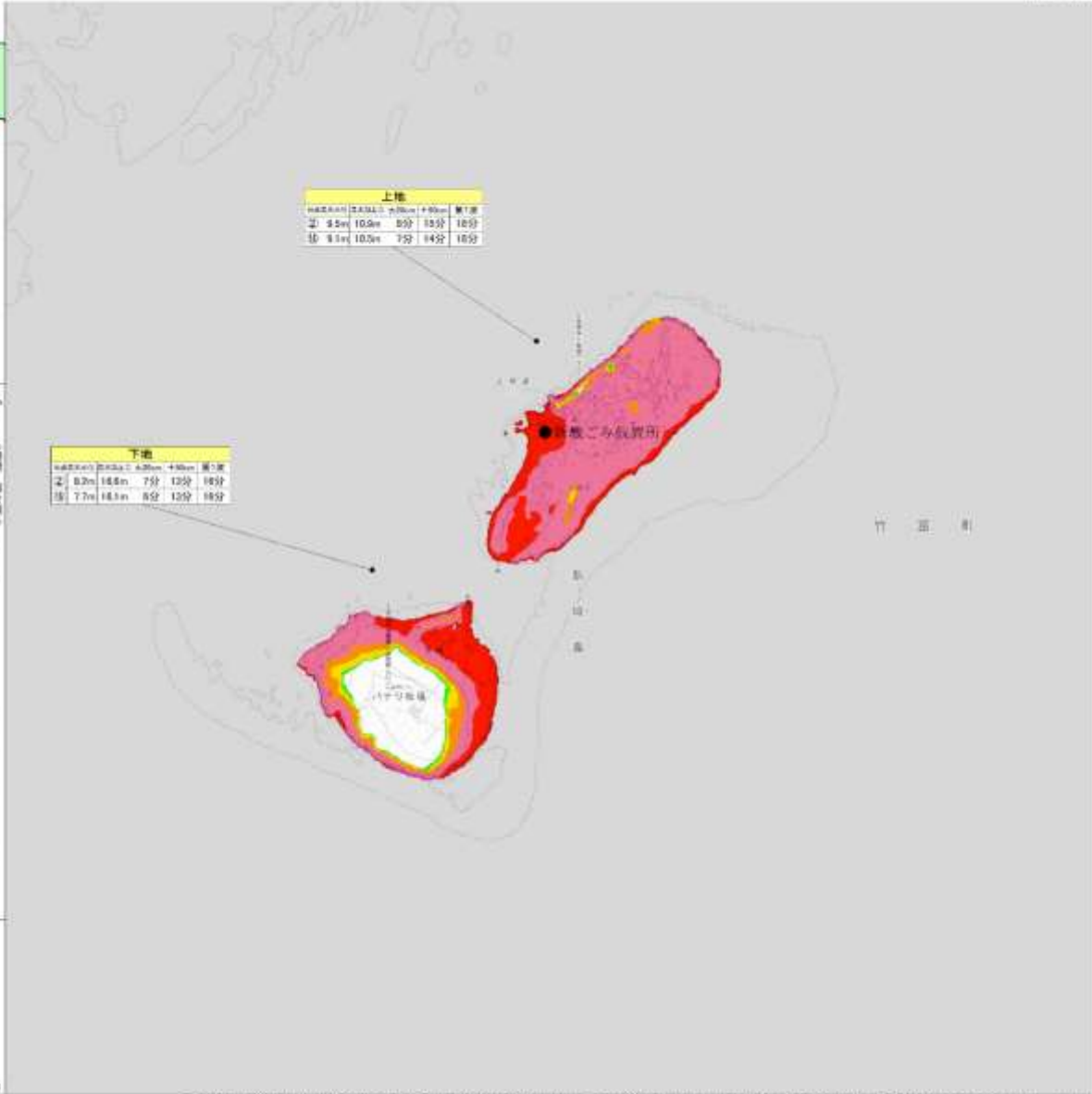
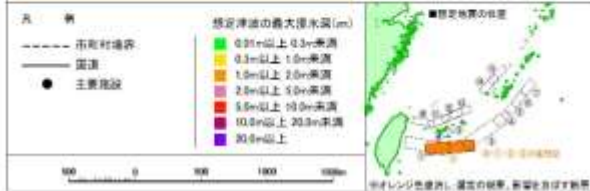
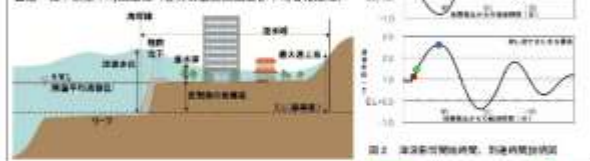


この地図は、国土院院長の承認を得て、実測飛行の航空写真(50000:地図情報)、衛星地図(50000:地図情報)及び航空写真(50000:地図情報)を複製したものである。(承認番号 平27保復 第711号) この地図がさらに複製する場合は、国土院院長の承認を得なければならぬ。

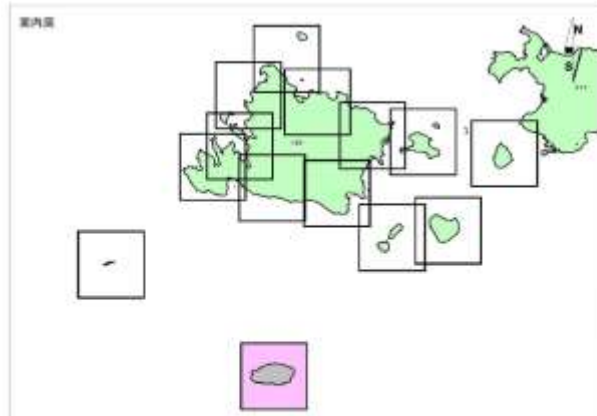


【留意事項】
 ■「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第6条第1項に基づき設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 ■「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が襲来条件下において発生した場合に想定される浸水の範囲（浸水域）と水深（浸水深）を想定するものです。
 ■最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これより大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の沿岸の被害より推定し、高さが変わったり、浸水深が深くなったり、浸水域以外でも浸水する可能性があります。
 ■津波シミュレーションは、メッシュサイズが10mメッシュで実施しているため、崖筋などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な浸水状況は反映されないと、必ずしも現実的と一致するものではありません。そのため、浸水しないと思われる地域であっても、実際には浸水する可能性があります。また、浸水域や浸水深は、地元の状況や構造物の影響により、浸水域外でも浸水が発生したり、高所に浸水深がさらに大きくなる場合があります。
 ■この津波浸水想定では、津波による河川内や緑地内の水位変化を調査していませんが、津波の襲上来により、実際には水位が変化することがあります。
 ■浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
 ■「津波浸水想定」の浸水域や浸水深等は、避難を中心とした津波防災地域づくりを実施するためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

【用語について】
 ■浸水域：海岸線から陸地に津波が押し上げた陸までの範囲
 ■浸水深：陸上の所有で最大が押し上げたときの高さから水面までの高さ
 ■浸水最大水位：その浸水深における最大浸水深
 ■最大浸水深：各地区で津波が到達する最大の浸水深
 ■避難開始時間（+2.0分）：被災地から避難、避難の人数に影響が出るまでの水位変化が生じるまでの時間
 ■避難開始時間（+5.0分）：被災地から避難に影響が出る恐れのある水位と高さまでの時間
 ■津波第一波到達時間：地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間

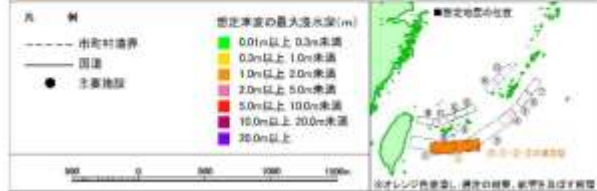
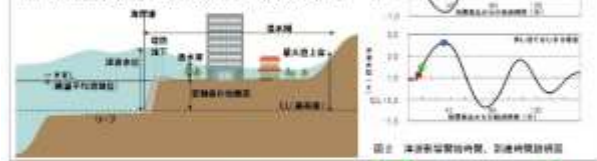


この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図30000(地図画像)及び数値地図5000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 甲21博環 第111号) この地図を3等に複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。



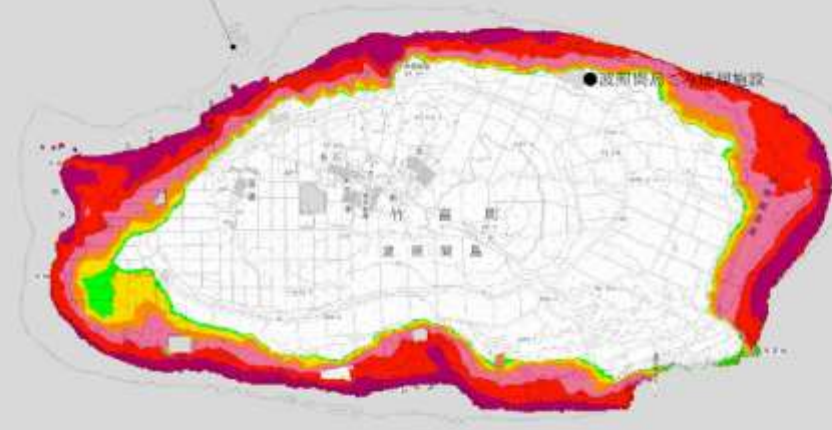
【留意事項】
 1. 津波浸水想定とは、津波防衛地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第9条第1項に基づいて設定するもので、津波防衛地域づくりに実施するための基礎となるものです。
 2. 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が想定条件下において発生した場合に想定される浸水の領域（浸水域）と水深（浸水深）を想定するものです。
 3. 最大クラスの津波は、過去の科学的知見を基に、過去に発生した津波や今後発生が想定される津波から想定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。地震の発生が想定より頻りにおこったり、想定を超える津波の発生するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、浸水深が深くなったり、浸水範囲の広い津波が発生する可能性があります。
 4. 浸水シミュレーションは、メッシュサイズが10mメッシュで実施しているため、浸水などには細かい浸水や小さな河川の浸水などの詳細な浸水状況は反映されません。必ずしも浸水領域と一致するものではありません。そのため、浸水しないと思われる地域であっても、実際には浸水する可能性があります。また、浸水域や浸水深等は、地震の揺れや構造物の崩壊等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに深くなったりする場合があります。
 5. この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を考慮していませんが、津波の襲上来りにより、河川には水位が変化することがあります。
 6. 浸水域や浸水深は、津波の第一波だけでなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
 7. 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防衛地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生を防止するものではないことにご注意ください。

【用語について】
 1. 浸水域：海岸線から陸地に津波が覆った状態までの範囲
 2. 浸水深：陸上の地点で水質が最も深い位置にきたときの陸地から水面までの高さ
 3. 地点浸水深：その地点における最大浸水深
 4. 最大浸水深：各地域で津波が到達する最大の浸水深
 5. 想定到達時間（±5.0分）：地震発生から海岸へ地域の人命に被害が生じる恐れのある水位変化が生じるまでの時間
 6. 想定到達時刻（±5.0分）：地震発生から避難に被害が出る恐れのある水位上昇が止まるまでの時刻
 7. 想定到達一帯到達時刻：地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時刻



津波浸水想定			
浸水深	浸水範囲	浸水範囲	浸水範囲
13.1m	21.0m	3.0分	11.0分
12.5m	22.0m	2.0分	4.0分

津波浸水想定			
浸水深	浸水範囲	浸水範囲	浸水範囲
10.0m	16.7m	3.0分	7.0分
10.7m	18.5m	3.0分	6.0分



この地図は、国土院院長の承認を得て、国土院発行の数値地図300000（地図画像）、数値地図30000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（表示番号 平成標準 第11号）
 この地図をさらに複製する場合は、国土院院長の承認を得なければならない。